地方自治体における消費者行政の充実・強化についての意見書

インターネットの普及や高齢化の進展など、社会情勢の変化を背景として、消費者問題が複雑化・多様化する中、地方自治体の消費者行政の取り組みは、これまで、国による地方消費者行政活性化基金・地方消費者行政推進交付金の措置によって、一定の前進が図られてきた。

しかし、この交付金措置が平成29年度で一区切りを迎えるなど、今後、国による現行の交付金の活用期限が段階的に到来する中、地方自治体における消費者行政の取り組みの後退が懸念されている。地方自治体が行う行政処分や国への重大事故情報の提供などは、その地域における消費者被害の防止や悪質事業者対策のみならず、我が国全体の利益に資するものであることを踏まえると、国は、地方自治体に自主的な財源確保を求めるだけでなく、恒久的な財政支援を行う必要がある。

加えて、若い世代への消費者教育の展開や、高齢者等の消費者被害を防止するための 消費者安全確保地域協議会(見守りネットワーク)の設置など、新たな課題に対応する 必要性が強まっているが、地方自治体では、消費者行政を担当する職員はほとんどふえ ていない。消費者の安全・安心な暮らしを確保するためには、消費生活相談員など専門 人材の確保や担当する職員の資質の向上等の体制強化が重要である。

よって、本市議会は、国会及び政府に対し、地方自治体における消費生活相談体制の整備や消費者行政の充実・強化を図るため、下記事項について、特段の措置を講じられるよう強く求める。

記

- 1. 現行の地方消費者行政強化交付金の継続・拡充はもとより、我が国全体の利益に資する取り組みについては、恒久的な財政支援を行うこと。
- 2. 地方自治体における消費生活相談員等の専門人材や消費者行政を担当する職員を確保するための支援を行うとともに、その資質の向上のための研修を充実させるなど、 体制強化に向けた施策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成30年9月28日

大 阪 府 茨 木 市 議 会